10/24（日）

みんなで投票、みんなで参加、あなたの一票を大切に。

衆議院北海道第５区補欠選挙の投票日です！

議員辞職による衆議院北海道第５区選出議員補欠選挙は、10月12日（火）に告示され、10月24日（日）に投票が行われます。
選挙は、皆さんが政治に対する意見を表明する大切な機会です。ひとりひとりの一票を大切に、必ず投票しましょう。

北海道第５区
選挙区

投票できる方

平成2年10月25日までに生まれ、平成22年7月11日までに千歳市に住民登録をし、引き続き市内に住んでいる方。

投票所入場券をお送りします

投票所入場券は、世帯主あてに郵送します。家族の入場券もあわせて郵送しますので、投票のときにお持ちください。

選挙公報の配布

選挙公報は10月15日～22日に各家庭へ配布する予定です。

投票時間と投票方法

●投票時間　7時～20時

投票所は投票所入場券に記載しています。

農民研修センターと支笏湖市民センターの投票時間は7時～19時です。

●投票方法

投票用紙に候補者名を記入してください。

Q1 当日投票所へ行くことができないのですが…

A1 さまざまな理由で投票所に行くことができないときは、期日前投票（①）や不在者投票（②③④）を利用しましょう。

①当日投票ができない方

仕事や旅行などの予定があり、当日投票所で投票ができない方は、つぎの会場で期日前投票ができます。

▽市役所1階市民ロビー
10月13日～23日（8時30分～20時）

▽農民研修センター（東千歳地区の方）
10月18日(月)（12時～19時）

▽支笏湖市民センター（支笏湖地区の方）
10月21日(木)（12時～19時）

②ほかのまちに滞在する方

事前に不在者投票の請求をすることで、10月13日(水)から滞在する市町村の選挙管理委員会で投票ができます。

③病院などでの不在者投票

北海道選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどでは、施設内で不在者投票ができます。希望する方は病院に確認してください。

④郵便による投票制度

身体に重度の障がいのある方などは、郵便で不在者投票ができる制度があります。

Q2 引っ越しで住所を変更したのですが…

A2 住所を変更したときは、転居した場所や転居の届けをした日によって投票できる投票所が異なりますのでよく確認しましょう。

●市内で転居したとき

▽9月27日以前に転居をした方
新住所の投票所で投票ができます。

▽9月28日以降に転居をした方
前住所の投票所で投票ができます。

●市外に転出したとき

▽10月11日以降に転出する方
転出前住所で期日前投票をするか、選挙日当日に投票所で投票ができます。
転出先での投票を希望する方は、事前に不在者投票の請求をすることで、転出先の選挙管理委員会で投票ができます。
※10月10日以前に転出した方は選挙管理委員会へお問い合わせください。

●市外から転入したとき

▽7月12日以降に転入した方
投票できません。
※北海道第5区選挙区内から転入した方は、転入前住所で選挙人名簿に登録されているときは投票ができます。